

居 宅 介 護 支 援 事 業 所

重 要 事 項 説 明 書

『居宅介護支援センターさくら』

宮城県登米市南方町雷 9 番地 1

有限会社 さくら

宮城県登米市迫町佐沼字南佐沼 1 丁目 3 番地 1 2

## 居宅介護支援サービス

### 1. 事業主体概要

事業主体名	有限会社 さくら
法人の種類	有限会社
代表者名	太田 陽平
所在地	〒987 - 0511 宮城県登米市迫町佐沼字南佐沼1丁目3番地12 TEL 0220-22-1219 ・ FAX 0220-22-2782
資本金（出資金）	8400万
法人の理念	<p>『その人らしく』をモットーに安全とサービスを提供いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者様個人の尊厳を守り、人生観・価値観を尊重し、利用者個人のその人らしさを大切にした介護を行います。</li> <li>2. 明るい雰囲気づくりを心掛け、地域や家庭との結びつきを重視いたします。</li> <li>3. いつも笑顔で挨拶し、誰にでも親切と思いやりの心をもって接します。利用者様の生きがいを高め、自立への意欲を引き出すよう支援し、職員同志一致と協力でサービスの質の向上を目指します。</li> </ol>
他の介護保険関連の事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症対応型共同生活介護 『グループホームさくら』 登米市 『グループホームさくら高野原』 仙台市 『グループホームさくら花泉』 一関市 『グループホームさくら瀬峰』 栗原市</li> <li>通所介護事業 『デイサービスセンターさくら』 登米市</li> <li>● 介護用品販売</li> </ul>
他介護保険以外の事業	

## 2. 事業所の概要

事業所名	『居宅介護支援センターさくら』
事業の目的	「有限会社 さくら」が開所設置する『居宅介護支援センターさくら』（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、在宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、公正中立な立場でサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
事業所の運営方針	本事業において提供する居宅介護支援事業の内容は、介護保険法ならびに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
管 理 者 名	石川 宗明
開設年月日	平成21年 4月15日
保険事業者 指定番号	<b>0471200865</b>
所在地、 電話、FAX 番号	宮城県登米市南方町雷9番地1 (電話) 0220-58-5878 (FAX) 0220-58-5878
サービス提供地域	登米市と栗原市（瀬峰地区）とする。
敷地概要（権利関係）	株式会社 太田組 より 賃貸契約にて借りる。
建物概要（権利関係）	構造：鉄骨造り平屋建て・延床面積：17.6㎡ 株式会社 太田組 より 賃貸契約にて借りる。

### 3. 職員体制

- (1) 管理者兼介護支援専門員 1名  
居宅介護支援全般の管理、事務責任、居宅介護支援全般の提供

### 4. 営業日及び時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
- (2) 営業時間 8：30～17：30
- (3) 休業日 毎週土・日曜日及び年末年始（12月31日から1月3日）

### 5. 提供サービス内容

本事業所は居宅サービス計画作成申請書に基づいて事業を行うものですが、介護全般に関するご相談や各種申請代行についても対応いたします。サービス提供に当たっては、対象となる方の状況等を正確に把握し、要介護状態となることの予防、軽減、悪化の防止を図るよう配慮します。

- (1) 居宅サービス計画の作成と管理
  - ① 訪問面接（介護サービスに関する情報提供等）
  - ② 介護サービス提供者との協議・連絡調整
  - ③ 居宅サービス計画作成
  - ④ 介護サービス利用後の状態把握（月1回）
- (2) 介護認定及びサービス利用に係る申請代行
- (3) その他の必要な事項

### 6. 利用料金

居宅サービス計画書作成その他、介護支援専門員の行う業務にかかる料金は、介護保険から給付されるものについては費用の負担はありません。ただし、居宅サービス計画作成にあたり、要支援・要介護認定情報等を入手する際の市役所へのコピー代金等、介護保険からの給付とならないものは実費となることがあります。

## 7. サービス相談・苦情・事故受付窓口

居宅介護支援についてのご相談や苦情、居宅サービス計画に基づいて提供されたサービスに関するご相談・苦情は、遠慮なく下記までご連絡下さい。

担当者が不在の時は、基本的事項については他の職員が対応することとなりますが、すぐに担当者を引き継ぐことにします。

<p>居宅介護支援センター さくら  苦情相談窓口</p>	<p>苦情解決責任者 : 藤 浦 稔 文 担 当 者 : 石 川 宗 明 営 業 日 : 月曜日～金曜日（年末年始を除く） 受 付 時 間 : 午前8時30分～午後5時30分 利 用 方 法 : 訪問または電話による ( 電 話 ) : 0 2 2 0 - 5 8 - 5 8 7 8 ( F A X ) : 0 2 2 0 - 5 8 - 5 8 7 8</p>
<p>外部苦情申立機関 (連絡先電話番号)</p>	<p>機 関 名 : 宮城県国民健康保険団体連合会 所 在 地 : 宮城県仙台市青葉区上杉1丁目2-3 ( 電 話 ) : 0 2 2 - 2 2 2 - 7 7 0 0 ( F A X ) : 0 2 2 - 2 2 2 - 7 2 6 0</p>
<p>担当行政機関 (連絡先電話番号)</p>	<p>機 関 名 : 登米市 福祉事務所 長寿介護課 所 在 地 : 宮城県登米市南方町新高石浦130 ( 電 話 ) : 0 2 2 0 - 5 8 - 5 5 5 1 ( F A X ) : 0 2 2 0 - 5 8 - 2 3 7 5</p>
<p>担当行政機関 (連絡先電話番号)</p>	<p>機 関 名 : 宮城県 保健福祉部 介護保険室 介護保険指導班 所 在 地 : 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1 ( 電 話 ) : 0 2 2 - 2 1 1 - 2 5 5 6 ( F A X ) : 0 2 2 - 2 1 1 - 2 5 9 6</p>

## 8. 事故発生時の対応

居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに主治医、利用者様のご家族等に連絡し、必要な措置を講じます。さくらの責めに帰すべき事由により、利用者様の又はそのご家族様の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。

さくらは、本事業の実施に当たっては、賠償責任保険に加入しています。

(東京海上日動火災保険株式会社 居宅介護事業者賠償責任保険に加入)

利用者様又はそのご家族様等は、利用者様又はそのご家族様の責めに帰すべき事由により、事業所及びサービス従事者の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合は、相当範囲内において、その損害賠償を請求される場合があります。

## 9. 秘密保持及び個人情報

(1) 事業者、介護支援専門員及び事業者の従業員は、業務上知り得た利用者様及びそのご家族様に関する秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り第三者に漏らしません。また事業者は、契約終了後又は介護支援専門員等の退職後においても、同様にもらすことがないよう必要な措置を講ずることとします。

(2) 事業者は、居宅介護支援を実施するため、必要最小限の範囲内において、利用者様及びそのご家族の同意を得た上で、その個人情報を使用できるものとします。

この場合において、事業者は、関係者以外には決して個人情報が漏れることのないよう細心の注意を払うとともに個人情報を提供した会議、相手方、内容等についての記録を保存します。

居宅介護支援センターさくら

重要事項説明書 説明確認及び同意書

有限会社さくらは、居宅介護支援サービス提供の開始に際し、本書面に基づいて、重要事項の説明を行いました。

平成 年 月 日

(事業者) 有限会社 さくら  
(所在地) 宮城県登米市迫町佐沼字南佐沼1丁目3番地12  
(サービス事業所) 居宅介護支援センターさくら  
(所在地) 宮城県登米市南方町雷9番地1  
(電話) 0220-58-5878

説明担当者 職名 介護支援専門員  
氏名 印

説明確認責任者氏名  
福祉事業部長 藤浦 稔文 印

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービス提供開始に同意しました。

平成 年 月 日

(利用者)  
住所  
氏名 印

(利用者代理人)  
住所  
氏名 印

(家族代表者)  
住所  
氏名 印